

講師紹介

太田 達也 氏 慶應義塾大学法学部教授

犯罪被害者等施策推進会議委員、最高検察庁刑事政策専門委員会参与、日本被害者学会理事、日本刑法学会理事、被害者支援都民センター理事等を務める。



シンポジウムにあたって

医療観察法の施行から20年以上が経過しました。当会の前回シンポジウムで「置き去りにされている」と訴えた医療観察事件被害者の現状はほとんど変わっていません。一方で関心を寄せてくださる方は増え、ようやく議論の俎上に上がってきました。

今回で3回目となるシンポジウムでは「第5次犯罪被害者等基本計画」に焦点を当て、今後の課題を考えます。多くの方のご参加をお待ちしております。

医療観察制度とは

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）」は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした国の制度です。



《医療観察制度を知る・学ぶ》

▶ 条例研啓発動画
7-1、7-2



▶ 警察庁ギョっとC H内
ギョっとラーニング



犯罪被害者等基本計画とは

2004年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき策定が義務付けられている、国の犯罪被害者等への支援の方針や内容をまとめた基本計画です。5年毎に見直しがされ、今年4月より第5次の計画が始まりました。

がじゅもりの会について

医療観察法と被害者の会、通称「がじゅもりの会」は、医療観察制度の対象となった加害者から被害を受けた被害者本人、家族、遺族、及び支援者からなる団体です。

2021年に結成。医療観察事件の被害者等の権利利益の擁護を目的として、精神疾患をお持ちの方の人権にも配慮しながら活動を行っています。

→詳しくはがじゅもりの会ホームページをご覧ください。



このシンポジウムは赤い羽根福祉基金特別プログラム「被害者やその家族等への支援活動助成」の助成を受けて実施しています



赤い羽根福祉基金 特別プログラム
「被害者やその家族等への支援活動助成」